

# 栃木県労働委員会年報

令和 2（2020）年版



栃木県労働委員会事務局

# 目 次

<b>第1章 労働委員会の運営</b>	
1 組織	1
2 会議等の開催状況	3
3 広報・啓発活動	6
<b>第2章 労働組合の資格審査</b>	
1 労働組合の資格審査概要	7
<b>第3章 不当労働行為事件の審査</b>	
1 不当労働行為事件の審査概要	8
2 不当労働行為事件審査の経過	11
<b>第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 の規定による認定告示</b>	14
<b>第5章 労働争議の調整</b>	
1 調整事件（集团的労使紛争）の概要	15
2 個別労働関係紛争事件の概要	20
3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	24
<b>第6章 労働相談</b>	
1 労働相談	26
2 労働相談会	27

## 第1章 労働委員会の運営

### 1 組織

#### (1) 委員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている。

委員の任期は、2年とされている。令和2年12月31日現在の栃木県労働委員会委員は次のとおりである。

#### 第44期 栃木県労働委員会委員（任期：令和元年7月25日～令和3年7月24日）

##### (公益委員)

氏名	現職	就任
会長 白井裕己	弁護士	平11.7
会長代理 橋本賢二郎	弁護士	平28.10
川上丈	(栃木県会計局長)	令元.7
堀真由美	中央大学国際経営学部教授	平30.5
杉田明子	弁護士	平27.7

##### (労働者委員)

氏名	現職	就任
小松清	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事	平27.7
桂恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会アドバイザー	平29.7
松本敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究センター常務理事	令元.7
鈴木正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	平29.7
吉成剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	平27.7

##### (使用者委員)

氏名	現職	就任
片柳明子	株式会社ベル三幸代表取締役	平17.7
石塚洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	平17.7
川上裕	藤井産業株式会社専務取締役 管理部門統括	平27.1
糸川英一	北関東総合警備保障株式会社常務取締役	令元.7
豊田弘	(栃木カネカ株式会社執行役員)	平25.7

(2) あっせん員候補者

令和2年12月31日現在のあっせん員候補者は次のとおりであり、現委員15人（第44期委員）、事務局職員3人の計18人である。

氏名	職業	閲歴	委嘱
白井裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平11.7
橋本賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28.11
堀真由美	中央大学国際経営学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学経営学部教授兼大学院 経営学研究科教授	平30.6
川上丈	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県会計局長	令元.7
杉田明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平27.7
小松清	情報産業労働組合連合会栃木県協議 会特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	栃木県労働者福祉協議会事務局 長	平27.7
桂恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会 アドバイザー 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会特別副 議長	平29.7
松本敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究セ ンター常務理事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全日本自治団体労働組合栃木県 本部執行委員長	令元.7
鈴木正	日本労働組合総連合会栃木県連合会 副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平29.7
吉成剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会 会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	平27.7
片柳明子	株式会社ベル三幸代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社ベル三幸取締役	平17.7
石塚洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務 理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行矢板支店長兼 塩谷支店長	平17.7
川上裕	藤井産業株式会社専務取締役 管理 部門統括 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	藤井産業株式会社取締役 財務 部長兼リスクマネジメント担当	平27.2
糸川英一	北関東総合警備保障株式会社常務取 締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式会社取 締役人事部長	令元.7
豊田弘	栃木県労働委員会委員（使用者委員）	栃木カネカ株式会社執行役員	平25.7
松崎禎彦	栃木県労働委員会事務局長	栃木県教育委員会教育次長	平31.4
手塚隆之	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長	栃木県総合政策部総合政策課秘 書室長	令2.4
小林理人	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長補佐（総括）	県民生活部くらし安心安全課長 補佐（生活・交通安全担当）	令2.4

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 副主幹(2) — 主任(3) — 主事(2)  
(総括) (審査調整担当)

## 2 会議等の開催状況

### (1) 総会

回別	期 日	主 な 議 題
1457	2. 1. 9	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 平成30年栃労委(不)第3号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和元年栃労委(不)第2号事件 2 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会に係る協議事項(神奈川県労働委員会提案)に対する意見のとりまとめ結果について
1458	2. 2. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第2号事件 2 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について 3 令和2(2020)年度労働委員会関係予算について
1459	2. 3. 5	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第1号あっせん 3 栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の運用について
1460	2. 4. 2	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 2 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第2号事件 3 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第1号あっせん 4 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正について 5 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における協議事項について 6 今後の労働委員会の在り方検討小委員会における議事概要について
1461	2. 5. 14	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和2年栃労委(不)第1号事件

1462	2. 6. 4	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和2年栃労委(不)第1号事件 2 委員研究会(施設研修)について
1463	2. 7. 2	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和2年栃労委(不)第1号事件 2 争議調整関係 (1) 令和2年第1号あっせん 3 栃木県情報公開条例に基づく開示請求に対する決定に係る報告 4 令和2(2020)年度労働相談会について 5 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について
1464	2. 8. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和2年栃労委(不)第1号事件 2 争議調整関係 (1) 令和2年第1号あっせん
1465	2. 9. 10	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和2年栃労委(不)第1号事件 2 争議調整関係 (1) 令和2年第2号あっせん 3 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の協議事項について 4 今後の労働委員会の在り方検討小委員会における議事概要について
1466	2. 10. 1	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和元年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和2年栃労委(不)第1号事件 (3) 平成30年栃労委(不)第1号事件(中労委審査手続終了) 2 争議調整関係 (1) 令和2年第2号あっせん 3 個別労働関係紛争処理制度周知月間における広報活動について
1467	2. 11. 5	(報告事項) 1 平成30年栃労委(不)第1号事件初審命令の確定に伴う命令履行確認等について 2 争議調整関係 (1) 令和2年第2号あっせん 3 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について 4 今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめについて 5 令和3年度の労働委員会関係予算について

1468	2.12.10	(報告事項) 1 第686回公益委員会議の結果報告 2 平成30年栃労委(不)第1号事件初審命令の確定に伴う命令履行確認等について 3 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第2号あっせん 4 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
------	---------	--

(2) 公益委員会議

通算回数	開催年月日	議 題
685	2.9.10	(審議事項) ・栃労委令和元年(不)第2号事件に係る第1回合議
686	2.11.5	(審議事項) ・栃労委平成30年(不)第1号事件の初審命令に係る履行勧告について

(3) 各種連絡会議等(委員関係のみ)

ア 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和2年11月19日～20日

場 所 (WEB開催)

講 演 「労働紛争の解決と労働委員会の役割」(講師:前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏)

議題1 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について  
(関東ブロック公労使提案)

議題2 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について (中国・四国ブロック公労使提案)

議題3 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について (近畿ブロック公労使提案)

イ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(ア) 第144回

期 日 令和2年5月

場 所 (書面開催)

議題1 「法令違反行為の告発と正当な組合活動について」 (栃木県労働委員会提案)

協議事項 「関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について」  
(山梨県労働委員会提案)

(イ) 第145回

期 日 令和2年10月19日

場 所 (WEB開催)

議題1 「調整事件として申請可能な事件を不当労働行為(2号事件)として申立てされた場合の対応について」  
(新潟県労働委員会提案)

※書面による回答集約のみ

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下など非常時における調査・審問や総会等への対応について」  
(神奈川県労働委員会提案)

※書面による回答集約のみ

協議事項 「関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る提案について(その1・その2)」  
(神奈川県労働委員会提案)

- ウ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議  
(新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ中止。)

(4) 委員研究会 (本県委員の資質向上のための取組)

- ア 講演会  
(例年2月に開催しているところ、令和2年2月の開催に代えて、令和元年9月に本県で開催した「第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会」において講演を実施した。)
- イ 施設研修  
(新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ中止。)

(5) 労働相談会

期 日 令和2年8月21日、22日

場 所 オリオンACふらざ (宇都宮市)

※ 例年10月の個別労働紛争処理制度周知月間に開催しているが、新型コロナウイルス感染症の雇用情勢への影響に鑑み、日程を早めて実施した。

### 3 広報・啓発活動

(1) 労働相談会 (令和2年8月実施) の周知活動

- ア チラシ配布
- イ 新聞、フリーペーパー、市広報誌に広告掲載
- ウ 県政テレビ番組、ラジオ番組で周知
- エ 県メールマガジン記事掲載

(2) 個別労働関係紛争処理制度周知月間 (10月) での周知・広報

- ア 路線バスの車体前面のフロントグリル幕掲出 (令和2年10月1日~14日)
- イ ポスター、チラシ配布
- ウ 県政ラジオ番組 (AM) 「県政ナビ」 に出演 (10月3日放送)
- エ 県広報紙「県民だより」10月号にミニ特集掲載



## 第2章 労働組合の資格審査

### 1 労働組合の資格審査概要

本年の取扱件数は、前年からの繰越し1件、新規係属1件であった。

これを係属事由別にみると、2件とも不当労働行為救済申立に係るものであった。

このうち2件とも本年中に終結し、次年繰越はなかった。

#### (1) 資格審査状況

番号	組合員数	係属事由	係属年月日	終結年月日	終結状況	処理日数
590	15	不当労働行為救済申立	元. 8. 2	2. 6. 1	打切	305
591	56	不当労働行為救済申立	2. 6. 18	2. 9. 30	打切	105

#### (2) 年次別労働組合資格審査件数調（過去10年）

区分 年次	県内の労組法適用		前 年 繰 越	新 規 係 属	計	新規係属事由別件数				取 下 ・ 打 切	審査結果		終 結 件 数	補 正 勧 告	未 終 結 繰 越
	組 合 数	組 合 員 数				委 員 推 薦	救 済 申 立	法 人 登 記	そ の 他		適 合	不 適 合			
23	630	116,228	1	6	7	2	2	2		1	4		5		2
24	624	115,414	2	4	6	2	1	1		3	3		6		
25	600	114,290		6	6	4	2				4		4		2
26	593	112,899	2	2	4		1	1		1	1		2		2
27	587	121,372	2	2	4	2					2		2		2
28	593	122,599	2		2						2		2		
29	594	124,187		1	1	1					1		1		
30	596	126,340		3	3		2	1		1			1		2
元	577	124,389	2	3	5	2	1			1	3		4		1
2	566	123,973	1	1	2		1			2			2		
計	—	—	—	28	—	13	10	5		9	20		29		—

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 1 不当労働行為事件の審査概要

本年は、前年から繰り越されたもの2件を取扱い、2件とも本年中に終結した。また、新規申立を1件取り扱い、本年中に終結した。

##### (1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和元年（不）第1号事件	元. 8. 2	2. 5. 27	300	関与和解
2	栃労委令和元年（不）第2号事件	元. 12. 2	2. 9. 16	290	却下
3	栃労委令和2年（不）第1号事件	2. 4. 27	2. 9. 29	156	関与和解

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

##### (2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	新規申立の理由別分類								和 解	取 下	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越	
				1 号	2 号	3 号	1 2 号	1 2 3 号	1 3 3 号	1 2 3 4 号	1 2 3 号				救 済	棄 却			
23	1	2	3					1				1	1				1	2	
24	2	2	4			1		1				3	1				4		
25		2	2					1			1							2	
26	2	1	3	1								1					1	2	
27	2		2															2	
28	2		2												1	1	2		
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1			1			1	1	3	2	
2	2	1	3		1							2		1			3		
計	—	13	—	2	2	1	1	3	2		1	1	8	1	1	2	2	14	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下	
	件 数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数
			件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数						
23	1	142									1	142		
24	4	219									3	226	1	196
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
計	14	391	4	713	2	814	2	612	1	290	8	266	1	196

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
23	1								1		2
24										2	2
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
新 規 申 立 計	2			3	1				2	5	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	会社の団交の日程調整への 対応及び団交時の説明を不誠 実であるとし、会社に対し、 速やかな団交応諾、誠実団交 及び謝罪文の掲示を命じた。	31. 3. 26	Y (会社)	X (組合)	2. 9. 18	取下げ
栃労委平成 30年(不)第 3号事件	会社らが行った申立人への 作業命令、懲戒処分及び解雇 はいずれも不合理なものとは いえ、労働組合への嫌悪の 意思に基づくものともいえ ない等として、申立を一部却 下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確定年月日	履行勧告(※1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通知(※2) 年 月 日	備考
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	2. 9. 18	2. 11. 19		

※1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※2 確定した救済命令に従わない旨の通知

## 2 不当労働行為事件審査の経過

### (1) 栃労委令和元年（不）第1号事件

申立人	X（組合）			申立時の組合員数	15名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	18名	
申立概要	<p>Xの組合員Aは、平成26年6月から、Yが主催する中国語講座（年度毎に前期・後期に分けて実施）の講師を務めていた。</p> <p>Yの行う中国語講座は、木曜日と土曜日に開講されており、木曜日の講座はAとは別の講師が担当で、土曜日の講座はAが担当していた。</p> <p>その後、Aは、別件に対応するため平成30年2月8日にXに加入したところ、Yは、平成30年4月から6月の土曜日の講座の担当からAを外そうとした。</p> <p>そのため、Aは、Xに相談し、これを受けたXはYに対して、Aの講義を減らさないよう要請し、従前通り土曜日の講座はAが担当することとなった。</p> <p>しかし、Yは、平成30年度後期及び令和元年度前期の講座に関してAの就労を拒否した。</p> <p>また、平成31年3月27日にXがAの講師継続を議題とする団体交渉を申し入れたところYは、Aと労使関係にないことを理由にこれを拒否した。</p> <p>Xは、上記平成30年度後期及び令和元年度前期の就労拒否が労働組合法第7条第1号、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	1・2				
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aの原職復帰及びバックペイ</li> <li>・団交応諾</li> <li>・文書掲示</li> </ul>					
担当委員	公	橋本	労	小松	使	川上
審査状況	元. 8. 2	不当労働行為救済申立て				
	元. 9. 3、9. 18	職員調査（申立人・被申立人）				
	元. 11. 5～2. 3. 26	第1～5回委員調査				
	2. 5. 27	第1回和解協議				
	2. 5. 27	和解成立				
	調査回数	7	審問回数	0	和解協議回数	1
終結区分	関与和解			処理日数	300	

(2) 栃労委令和元年(不)第2号事件

申立人	X(組合)		申立時の組合員数	67名		
被申立人	Y		申立時の従業員数	100名		
申立概要	<p>Yは、Zの運営を行う会社であるが、令和元年5月頃から銀行の新規融資が止められたことにより、資金繰りが悪化し、このことを察知した取引先が商品の納品を絞ったため、Zの営業に支障が出るようになった。</p> <p>この事態を打開するため、Xの現執行委員長AがYの前社長と「覚書」を交わし、商品入荷の道筋をつけたものの、前社長が「覚書」を反故にした上、Aを解雇した。これにより商品の入荷がなされず実際に営業に支障が出たため、XはAの解雇撤回等を求めてストライキを行った。</p> <p>その後、前社長が退陣し、A及び組合員は現場に復帰したが、新社長も、Aの退職が経営を引き継ぐ前提にあったとして、Aに退職を迫った。</p> <p>Aが退職しなかったため、その後もYは、Aに対し、退職勧奨・強要を続け、「退職しなければ他の組合役員にストライキの損害賠償請求をする」などと言ったり、不合理な自宅待機命令を行ったり、懲戒をほのめかしたりした。</p> <p>さらに、他の組合員個人に対するXの活動に関する働きかけや事務所の貸与等の今まで行ってきたXへの便宜供与の廃止を行った。</p> <p>Xは、上記YのA及び他の組合員個人への行為並びに便宜供与の廃止が労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	1・3				
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aへの退職勧奨・強要や懲戒、自宅待機命令の中止</li> <li>・組合員個人への働きかけの中止</li> <li>・便宜供与の継続</li> <li>・文書掲示</li> </ul>					
担当委員	公	杉田	労	桂、松本	使	糸川、豊田
審査状況	元.12.2	不当労働行為救済申立て				
	元.12.18、12.19	職員調査(申立人・被申立人)				
	2.9.10	第1回合議				
	2.9.16	決定書写しの交付				
	調査回数	2	審問回数	—	和解協議回数	—
終結区分	却下			処理日数	290	

(3) 栃労委令和2年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の 組合員数	56名
被申立人	Y			申立時の 従業員数	26名
申 立 概 要	<p>令和2年2月4日、Xは、Yに対し、同年3月31日で定年退職となる組合員Aの再雇用に関する点及び令和2年度の職員の定期昇給に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。</p> <p>その後、Xは、Yに対し、書面で2回(2月15日及び3月11日)、口頭で4回(2月10日、同月14日、同月28日及び3月3日)団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。</p> <p>令和2年3月26日、Yは、Xとの団体交渉を経ないまま、Aと再雇用に関する面談を行った。その際、Y側の出席者は、「話さないからね労組とは。」「労使交渉も想定外の話だから。今までそんなのなかったから。」「労組と話す気はない。」などと発言した。</p> <p>Xは、これらのYの行為が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団交応諾</li> <li>・陳謝文揭示</li> </ul>				
担当委員	公	白井	労	桂	使 片柳
審 査 状 況	2.4.27	不当労働行為救済申立て			
	2.6.8、6.12	職員調査(申立人・被申立人)			
	2.7.27	第1回委員調査			
	2.8.31	第2回委員調査			
	2.9.29	第1回和解協議			
	2.9.29	和解成立			
	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数
終結区分	関与和解			処理日数	156

#### 第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定し告示することになっている。本年中、認定告示を行ったものはなかった。



## 第5章 労働争議の調整

### 1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

#### (1) 取扱件数

本年の取扱件数は新規受付の2件で、それぞれ組合側・使用者側からのあっせん申請となっている。

うち1件は解決、1件は打ち切りで終結した。

表1 年次別取扱状況

区分		年	28	29	30	元	2
取扱件数	前年からの繰越し						
	新規受付		2	2	3	2	2
	合計		2	2	3	2	2
			うち使用者申請件数				1
終結区分別 件数	終結	解決	2	2	1		1
		取下げ				1	
		打ち切り（不調）					1
		不開始			2	1	
		合計	2	2	3	2	2
	翌年へ繰越し						

#### (2) 産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別で見ると、飲食サービス業が2件となっている。

表2 産業別取扱状況

大分類	年	28	29	30	元	2
農業, 林業, 漁業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業, 郵便業						
卸売業, 小売業			1		1	
金融業, 保険業			1			
不動産業, 物品賃貸業						
学術研究, 専門技術サービス業						
宿泊業, 飲食サービス業		1				2
生活関連サービス業, 娯楽業						
医療, 福祉		1		2		
教育, 学習支援業				1		
複合サービス業						
サービス業					1	
公務						
分類不能の産業						
合計		2	2	3	2	2

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、50人未満が2件となっている。

表3 企業規模別取扱状況

企業規模	年	28	29	30	元	2
50人未満		2	1	2		2
50～100人未満					1	
100～200人未満						
200～300人未満						
300人以上			1	1		
未調査					1	
合 計		2	2	3	2	2

(4) 調整事項別取扱状況

新規取扱事件の調整事項は延べ5件となっている。取扱事件1件あたりの調整事項は2.5件である。

表4 調整事項別取扱状況

調整事項	年	28	29	30	元	2
組合承認・組合活動				1	2	
協約締結、改定・効力				2		
賃金及び手当		1	2	2		1
賃金増額						
賃金体系の改定						
一時金				1		
その他賃金に関する こと		1	2	1		1
賃金以外の労働条件		1				
経営及び人事		1	1	2	5	1
解雇・雇止め			1	1	2	1
配置転換				1		
その他経営人事に関する こと		1			3	
福利厚生				1		
団交促進				1	1	1
その他			1	2		2
合 計		3	4	11	8	5

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数の平均は34日である。

表5 終結所要日数別取扱状況

処理日数	年	28	29	30	元	2
10日以内		1				
11～20日						1
21～30日						
31～40日			1			
41～50日		1				
51～60日						1
61～70日						
71～80日			1			
81日以上				1		
合計		2	2	1	0	2
総処理日数		60	110	154	—	69
平均日数		30	55	154	—	34

(6) 事件一覧

番号	事件番号	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
1	令和2年第1号 あっせん	・団体交渉の環境整備 〔団交促進〕	使	2.6.4 ----- 2.7.10	解決	1	17	川上 松本 糸川 松崎
2	令和2年第2号 あっせん	・懲戒解雇の撤回 〔解雇・雇止め〕 ・未払いの時間外労働賃金の支払い 〔その他賃金に関する事〕 ・立て替えていた営業車の備品等の代金の支払い〔その他〕 ・自家用車の業務での使用に応じた燃料費等の支払い 〔その他〕	労	2.8.18 ----- 2.10.28	打切り	2	52	堀 鈴木 豊田 手塚

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和2年第1号あっせん

申請者	使用者	組合員数 (関係組合員数)	約4,000 (1)
業種	飲食店	従業員数	4
調整事項	・団体交渉の環境整備		
申請までの経過	<p>組合員Xが、使用者から時給単価の引下げを伝達されたため、組合が使用者に対し、この要請は違法性が高いこと等を通告した上で、団体交渉を申し入れた。しかし、使用者側が組合に対し、書類を送付しても「あて所尋ねあたらず」で返送されるなど、組合の実態が不明であること、組合が使用者の従業員に対し、強い口調で電話をするなど、業務に支障が生じかねないことから、団体交渉の平穏な開催を求めて、あっせんで申請した。</p>		
当事者の主張	<p>(組合側) ・組合員Xについて、「労働条件契約書を締結すること」、「新型コロナウイルス感染症の影響による時給単価変動は無効であること」、「その他、細かな労働条件は互いに誠意をもった解決を望むこと」を条件に団体交渉を申し入れる。</p> <p>(使用者側) ・Xについては、賃金を問題なく支払いしている。 ・新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響で、店の経営が非常に苦しい状況下にあるので、従業員にも理解してもらい、営業を継続したい。 ・組合とは平穏な形式で話し合いを行いたい。</p>		
調整状況	2.6.4	申請	
	2.6.24	あっせん員指名	
	2.7.10	第1回あっせん・解決	
調整結果	<p>使用者は、平穏に交渉を行うための環境を整備したいとの主張であったため、労使双方の意見を聴取し、あっせん員が調整した結果、協定が締結され、本件争議は解決した。</p>		
終結区分	解決	処理日数	17

イ 令和2年第2号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	60 (1)
業種	持ち帰り・配達飲食サービス業	従業員数	3
調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒解雇の撤回</li> <li>・未払いの時間外労働賃金の支払い</li> <li>・立て替えていた営業車の備品等の代金の支払い</li> <li>・自家用車の業務での使用に応じた燃料費等の支払い</li> </ul>		
申請までの経過	組合と使用者との間で、団体交渉を4回行ったが、お互いの主張が平行線であるため、あっせんを申請した。		
当事者の主張	<p>(組合側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒解雇の撤回について、会社は、「組合員Xが取締役に対し暴行を行ったこと」、「従来からの事業主に対する一線を越えた言動」を懲戒解雇の理由としているが、身体の接触はあったものの、暴行の事実はない。一線を越えた言動と受け取られた背景には社長が立替代を払わなかったからである。</li> <li>・未払いの時間外労働賃金の支払いについて、実際は、LINEで報告した時刻まで勤務していたが、社長から、時間を短く報告するよう指示を受けていたため、実際より短い時間を報告していた。その労働時間の差が、未払いの時間外労働賃金である。</li> <li>・立て替えていた営業車の備品等の代金の支払いについて、提出した領収書は、業務のために支出したものである。</li> <li>・自家用車の業務での使用に応じた燃料費等の支払いについて、レシートが確認できる期間中、業務のために使用した分の燃料代、車検代の支払いを求める。</li> </ul> <p>(使用者側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Xは取締役に対し、暴行を行った。また、社長に対し人格を否定するような発言をしている。</li> <li>・時間外労働賃金について、誤りがあった分については支払う用意はある。</li> <li>・備品等の購入において立て替える場合は、事前申請するルールだったが、守られていなかった。しかし、請求額の約6割は支払う用意はある。</li> <li>・自家用車の業務での使用に応じた燃料費等について、業務とは言い難いものは除くべきであるが、請求額の一部は支払う用意がある。</li> </ul>		
調整状況	2.8.18	申請	
	2.9.7	あっせん員指名	
	2.10.7	第1回あっせん	
	2.10.28	第2回あっせん・打ち切り	
調整結果	2回のあっせんにわたり、あっせん員が労使双方を説得したが、主張に隔たりが大きく、あっせんによっては争議解決の見込みがないと認められたため、あっせんは打ち切りとなった。		
終結区分	打ち切り	処理日数	52

## 2 個別労働関係紛争事件の概要

### (1) 取扱件数

本年の取扱件数は、新規受付の4件で、すべて労働者からの申請となっている。  
うち1件は解決、1件は不開始で終結し、2件が翌年に繰越した

表6 個別労働関係紛争の年次別取扱状況

区分		年	28	29	30	元	2
取扱件数	前年からの繰越し		1	1			
	新規受付		5	2	5	3	4
	合計		6	3	5	3	4
		うち使用者申請件数					
終結区分別 件数	終結	解決		1		1	1
		取下げ					
		打切り（不調）	3	1			
		不開始	2	1	5	2	1
		合計	5	3	5	3	2
	翌年へ繰越し		1				2

### (2) 産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別で見ると、製造業が1件、卸売業、小売業が1件、医療、福祉が1件、サービス業が1件となっている。

表7 産業別取扱状況

大分類	年	28	29	30	元	2
農業、林業、漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						
製造業			1		1	1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業		1				
卸売業、小売業		2		1		1
金融業、保険業				1		
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉		1			1	1
教育、学習支援業						
複合サービス業						
サービス業		1	1	2	1	1
公務				1		
分類不能の産業						
合計		5	2	5	3	4

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、従業員数 50 人未満が 2 件、100～200 人未満が 1 件、300 人以上が 1 件となっている。

表 8 企業規模別取扱状況

企業規模	年	28	29	30	元	2
50 人未満		3	1	1	1	2
50～100 人未満		1		1	1	
100～200 人未満						1
200～300 人未満		1		2		
300 人以上			1	1	1	1
未調査						
合 計		5	2	5	3	4

(4) 調整事項別取扱状況

新規取扱事件の調整事項は延べ13件となっている。取扱事件 1 件あたりの調整事項は3.3件である。

表 9 調整事項別取扱状況

調整事項	年	28	29	30	元	2
賃金及び手当		1	2	1		3
賃金減額						
退職金						
一時金						1
その他賃金に関する事		1	2	1		2
賃金以外の労働条件		2		4		4
労働時間・休暇						2
社会保険・労働保険		1		1		1
その他労働条件に関する事		1		3		1
経営及び人事		2	3	3	3	3
解雇・雇止め		1	1	2	1	2
配置転換			1			
その他経営人事に関する事		1	1	1	2	1
人間関係 (いじめ・嫌がらせ)		2		1	2	2
その他		1		1		1
合 計		8	5	10	5	13

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数の平均は以下のとおりとなっている。本年の平均処理日数は、19日である。

表10 終結所要日数別取扱状況

処理日数	年	28	29	30	元	2
10日以内						
11～20日						1
21～30日		1	1		1	
31～40日		1	1			
41～50日						
51～60日		1				
61～70日						
71～80日						
81日以上						
合計		3	2	0	1	1
総処理日数		123	64	—	29	19
平均日数		41	32	—	29	19

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
1	令和2年 (個) 第1号 あっせん 【小売業】	・クレーム対応の責任の押しつけ、暴言による心身変調に対する金銭補償 [パワハラ・嫌がらせ]	労	2. 2. 26	不開始	—	—	—
		店舗での顧客のクレーム対応の責任を押しつけられ、関係会社の役員から暴言を受けたことなどにより心身に变調を来し、休業している間に退職扱いとされたとして、金銭補償を求めた事案。 被申請者にあっせん応諾の意思を確認したところ、被申請者は、申請者に問い合わせをしたが全く回答がなかったためやむなく退職扱いとしたものであり、3年が経過しており、あっせんには応じないとの回答があった。		2. 3. 30				
2	令和2年 (個) 第2号 あっせん 【製造業】	・休日手当の支払 [賃金未払い] ・会社の対応から受けた精神的苦痛に対する慰謝料等の支払い [パワハラ・嫌がらせ]	労	2. 11. 10	解決	1	19	杉田 小松 石塚 小林
		平日の他に出勤している毎月1回の土曜日の勤務に対する賃金が支払われていないとして、未払賃金の支払いを求めた事案。 会社の対応に圧力を感じ体調を崩し勤務を続けることが困難になったとして、会社都合による退職及び慰謝料を求めた事案。 会社は、慰謝料を支払う意思はないこと、当該土曜日の勤務に対する賃金として「〇〇手当」を支給してきたことを主張したが、当該土曜日の勤務に対する賃金について、請求金額の半分程度を支払う意向を示した。 双方の主張の隔たりが大きかったが、あっせん員の説得により、会社は解雇予告手当相当分などの金額の上乗せを、申請者は請求金額の減額を、それぞれ受け入れた。 申請者は、離職票に関して迅速な手続遂行を強く求め、協定事項に盛り込むことを双方が了承し、最終的に合意した。		2. 12. 18				



3	令和2年 (個) 第3号 あっせん	・解雇に対する解決金の支払い〔解雇・雇止め〕	労	2.12.21 -----				
	【医療・福祉業】	有期労働契約における期間途中でのやむを得ない事由のない解雇であるとして、解決金の支払いを求めた事案。						
4	令和2年 (個) 第4号 あっせん	・有給休暇未消化分の買取り〔休日・休暇〕 ・離職票が遅れている理由の説明書面の交付〔労働保険〕	労	2.12.23 -----				
	【サービス業】	会社担当者の話を信じ、自分は年次有給休暇がないと思い、取得しなかったとして、有給休暇未消化分について金銭補償を求めた事案。 離職票の送付が遅れている理由の説明を書面でもとめた事案。						

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

### 3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

#### (1) 争議行為予告通知

本年における争議行為予告通知の取扱件数は19件で、すべて中労委受付である。

なお、争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は組合本部を有するものに対し実情調査を実施している。

争議行為予告通知一覧表

番号	通知者	争議項目	受付年月日	受付労委	備考
2-1	国鉄水戸動力車労働組合	救済命令の完全履行等	2.2.10	中労委	
2-2	全日本建設交通一般労働組合	賃金引上げ等	2.2.12	中労委	
2-3	国鉄労働組合	賃金引上げ等	2.2.13	中労委	
2-4	全国電力関連産業労働組合総連合	賃金引上げ等	2.2.21	中労委	
2-5	日立物流労働組合	賃金引上げ等	2.2.21	中労委	
2-6	国鉄動力車労働組合総連合	賃金引上げ等	2.2.25	中労委	
2-7	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上げ等	2.2.26	中労委	
2-8	全日本建設交通一般労働組合全国 鉄道本部	賃金引上げ等	2.2.26	中労委	
2-9	日本私鉄労働組合総連合会	賃金引上げ等	2.3.2	中労委	実情調査
2-10	全日本地域医療機能推進機構病院 労働組合	賃金引上げ等	2.3.4	中労委	
2-11	郵政産業労働者ユニオン	賃金引上げ等	2.3.6	中労委	
2-12	KDDI労働組合	賃金引上げ等	2.3.9	中労委	
2-13	全日本運輸産業労働組合連合会	夏季一時金等	2.5.26	中労委	
2-14	国鉄水戸動力車労働組合	救済命令の完全履行等	2.8.21	中労委	
2-15	全日本地域医療機能推進機構病院 労働組合	年末一時金等	2.10.5	中労委	
2-16	全日本国立医療労働組合	賃金引上げ等	2.10.15	中労委	
2-17	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金等	2.10.30	中労委	実情調査
2-18	国鉄動力車労働組合総連合	年末一時金等	2.11.5	中労委	
2-19	日本私鉄労働組合総連合会	労働協約改定等	2.11.9	中労委	

(2) 労働争議の実情調査

本年における労働争議の実情調査の取扱件数は5件であり、すべて解決で終結した。

労働争議実情調査一覧表

(公益事業)

番 号	事 件 名	業 種	従業員数 組合員数	交渉事項	調 査 開始日	争議 行為	最 終 交渉日	調 査 終結日	終結 事由
2-1	関東自動車 (株)	道路旅客 運送業	1,100 ----- 515	賃上げ等	2. 3. 11	無	2. 3. 18	2. 3. 23	解決
2-2	東武バス日光 (株)	道路旅客 運送業	44 ----- 40	賃上げ等	2. 3. 11	無	2. 3. 17	2. 3. 23	解決
2-3	栃南通運 (株)	道路貨物 運送業	104 ----- 63	年末一時金 等	2. 11. 6	無	2. 11. 18	2. 11. 19	解決
2-4	栃木県北通運 (株)	道路貨物 運送業	120 ----- 94	年末一時金 等	2. 11. 6	無	2. 11. 14	2. 11. 17	解決
2-5	芳賀通運 (株)	道路貨物 運送業	290 ----- 70	年末一時金 等	2. 11. 9	無	2. 10. 30	2. 11. 9	解決

## 第6章 労働相談

### 1 労働相談

令和2年の相談件数は、124件（労112件、使12件）であった。

内容別件数は167件で、うち151件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが27件と最も多く、次いで「退職」に関するものが16件であった。

労働相談の状況

相談内容別		年・相談者別		2			備考
		30	元	労	使	計	
		計	計				
相談実件数		142	103	112	12	124	
経営又は人事	①整理解雇	4		5	1	6	
	②普通解雇	14	9	13	0	13	件数3位
	③退職強要	5	1	2	0	2	
	④契約更新拒否、雇止め	8	2	6	0	6	
	⑤配置転換、出向・転籍	4	2	3	0	3	
	⑥復職		3	0	0	0	
	⑦懲戒解雇	4	2	0	0	0	
	⑧解雇以外の懲戒処分	1	4	0	0	0	
	⑨退職	17	13	10	6	16	件数2位
	⑩勤務延長、再雇用		5	0	0	0	
	⑪その他経営又は人事	6	5	4	0	4	
	小計	63	46	43	7	50	
賃金等	⑫賃金未払い	11	6	10	0	10	件数4位
	⑬賃金増額			0	0	0	
	⑭賃金減額	6	2	0	0	0	
	⑮一時金	1	1	2	0	2	
	⑯退職一時金	7	1	2	0	2	
	⑰解雇手当	2	2	0	0	0	
	⑱休業手当			4	0	4	
	⑲諸手当	5	3	4	0	4	
	⑳その他賃金	4	3	2	0	2	
	㉑年金			0	0	0	
小計	36	18	24	0	24		
労働条件等	㉒労働契約	13	7	7	0	7	
	㉓労働時間	4	7	2	0	2	
	㉔休日・休暇	3	1	3	0	3	
	㉕年次有給休暇	3	3	7	0	7	
	㉖育児休業・介護休業			0	0	0	

	㉗時間外労働	4	3	0	0	0	
	㉘安全・衛生	3	1	2	0	2	
	㉙福利厚生制度		1	0	0	0	
	㊱社会保険	1	1	2	1	3	
	㊲労働保険	6	1	3	0	3	
	㊳その他の労働条件等	4	3	4	0	4	
	小計	41	28	30	1	31	
職場の人間関係	㊴セクハラ	1	3	0	0	0	
	㊵パワハラ・嫌がらせ	47	29	27	0	27	件数1位
	小計	48	32	27	0	27	
	㊶その他	23	28	27	8	35	
	相談内容別件数合計	211	152	151	16	167	

注)「㊶その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、あっせん等の制度関係、請負・業務委託など。

## 2 労働相談会

例年、個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）に、周知活動の一環として専門的知識を有する委員による労働相談会を開催しているが、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労使問題が増加していることに鑑み、8月に前倒しで実施した。

(1) 日時 令和2（2020）年8月21日（金）13:00～19:00

22日（水）11:00～17:00

(2) 場所 オリオンACふらざ

(3) 結果 相談件数 10件（相談者 10名）

相談内容 解雇、雇止めに関する相談や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多く寄せられた。